主水（もんと）だより

第89号　令和3年　6月28日発行

国土交通省 関東地方整備局
江戸川河川事務所 松戸出張所
〒271-0042 松戸市主水新田102
TEL 047(343)3722

除草した刈草の現地焼却について

堤防で除草した刈草（松戸市内）を昨年度に引き続き河川敷内で焼却を行います。
焼却にあたっては松戸市消防局馬橋消防署の指導の下、風向き・残り火等に十分注意し、出来る限り煙が出ないよう工夫して行いますので、ご理解とご協力を御願いいたします。

期　間　：令和３年６月２４日～７月上旬頃
作業時間：８：００～１７：００（平日）
施工者　：金杉建設(株)

刈草焼却の実施状況

あとがき

左の写真は、三郷出張所管内で行われた新たな遠隔操作除草機械の見学会のものです。
搭乗機の除草機械より小型で急な斜面での利用ができるため、従来人力除草していた箇所で利用ができ、作業員の負担の軽減が期待されています。

主水だより編集責任者：管理第二係　中西」

出張所だよりは江戸川河川事務所のホームページに（https://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/index.html）掲載しています。